

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約（以下「規約」という。）

第8条第3項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会専門部会（以下「専門部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会規程第2条各項のうち専門的事項についての調査及び研究を行う。

(部会員)

第3条 部会員は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会（以下「幹事会」という。）において選任した者をもって充てる。

(組織)

第4条 専門部会は、部会員をもって組織する。

- 2 専門部会に委員長及び副委員長を置くものとし、部会員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 専門部会は、必要に応じて当該事案に関する専門的、技術的職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、第5条第1項の会議を開催した場合は、その結果を幹事会の幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、事務局において所掌する。

(委任)

第9条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。